

基準対応書

所在地	( 市街化区域 市街化調整区域 )					
行為の種類	建築物	新築	増築	改築	移転	外観の変更( 修繕 模様替 色彩変更 )
	工作物	新設	増築	改築	移転	外観の変更( 修繕 模様替 色彩変更 )
	開発行為		土石の採取		木竹の伐採	物件のたい積

1 届出対象行為ごとの景観形成基準

(1) 建築物

景観形成基準		チェック欄
大きさや建て方	建築物等の軒高、屋根等は、周辺の景観との高さの連続性に配慮すること。	はい 該当なし
	長大な壁面や単調な壁面を避けること。	はい 該当なし
	道路等の公共空間（国・県・市が有する道路・公園・河川等）における視点場からの山の稜線等の優れた眺望に配慮すること。	はい 該当なし
壁面の見せ方	街並みの連続性や道路等の公共空間との一体性に配慮するとともに、道路に面する部分の壁面は周辺の壁面と位置をそろえるよう努めること。	はい 該当なし
	商店街等においては、店舗等の1階部分のうち、通りに面する部分の壁面は、ショーウィンドウ又は透視可能なシャッター等を用いる等、通りのにぎわいの演出を図ること。	はい 該当なし
素材・形態	外壁等の外観を構成する素材・形態は、周辺の街並みや建築物と調和するとともに、経年変化に配慮すること。	はい 該当なし
	建物全体としてデザインの調和を図ること。	はい 該当なし
	丘陵地の緑や農地、歴史的資源等の景観資源が周辺に存在する場合、その存在に配慮したデザインとすること。	はい 該当なし
色 彩	外壁等の外観を構成するものは、原色に近い色を避けるとともに、周辺の景観と調和させること。	はい 該当なし
	屋根の基調となる色は、外壁の色と調和するとともに、外壁の色より色調（彩度・明度）を下げること。	はい 該当なし
	多色使い又はアクセント色の使用に際しては、色彩相互の調和、使用する量について配慮すること。	はい 該当なし
	外観の各立面につき3分の1（景観誘導地区では4分の1）を超える面積で色彩の制限基準に該当する色を使用しないこと。ただし、着色していない土や石、木、レンガ等の自然素材で仕上げる外観に関しては色彩基準を適用しない。	はい 該当なし
附属設備	附属設備等は、道路等の公共空間から可能な限り見えないよう設置場所に配慮すること。	はい 該当なし
	附属設備等がやむを得ず露見する場合は、建築物本体と調和した外形及び色彩とするなど、建築物から突出感のないようにすること。	はい 該当なし
	附属設備等を屋上に設置する場合は、ルーバー等又は周囲の壁面を立ち上げること等により目隠しするとともに、目隠しに用いるものは建築物本体と調和する形態及び色彩とすること。	はい 該当なし
緑 化	既存樹木を含め、敷地内の緑化面積を緑化目標基準以上とすること。	はい 該当なし
	可能な限り、既存樹木の保全を図るとともに、植栽にあたっては、道路境界側に配置すること。	はい 該当なし
夜間照明	外観を構成するものに照明を行う場合は、周辺の景観に影響を与えないようにすること。また、光量や光源の向き等に配慮すること。	はい 該当なし

(2) 工作物

景観形成基準		チェック欄
大きさや建て方	工作物の高さは、周辺の景観との高さの連続性に配慮すること。	はい 該当なし
	長大な壁面や単調な壁面を避けること。	はい 該当なし
	道路等の公共空間における視点場からの山の稜線等の優れた眺望に配慮すること。	はい 該当なし
素材・形態	外観を構成する素材・形態は、周辺の街並みや建築物と調和するとともに、経年変化に配慮すること。	はい 該当なし
	工作物全体としてデザインの調和を図ること。	はい 該当なし

	丘陵地の緑や農地、歴史的資源等の景観資源が周辺に存在する場合、その存在に配慮したデザインとすること。	はい 該当なし
色 彩	外観を構成するものは、原色に近い色を避けるとともに、周辺の景観と調和させること。 多色使い又はアクセント色の使用に際しては、色彩相互の調和、使用する量について配慮すること。	はい 該当なし はい 該当なし
	外観の各立面につき3分の1（景観誘導地区では4分の1）を超える面積で色彩の制限基準に該当する色を使用しないこと。ただし、着色していない土や石、木、レンガ等の自然素材で仕上げる外観に関しては色彩基準を適用しない。	はい 該当なし
緑 化	可能な限り、既存樹木の保全を図るとともに、植栽にあたっては、道路境界側に配置すること。	はい 該当なし

### (3) 開発行為

景観形成基準		チェック欄
緑 化	可能な限り、既存樹木の保全を図ること。	はい 該当なし
	植栽にあたっては可能な限り、道路境界側に配置すること。	はい 該当なし
	斜面地の開発では大規模な法面、擁壁を生じないようにすること。	はい 該当なし
	法面が生じた場合は、法面の部分若しくは法面の上下部分を植栽し、斜面地の緑の連続性が形成されるよう工夫すること。	はい 該当なし

### (4) 土石の採取

景観形成基準		チェック欄
緑 化	採掘・採取が終了した所から周辺の環境や周辺の植生に応じた植栽等を行い、速やかに緑が復元するようにすること。	はい 該当なし
	可能な限り、既存樹木の保全を図ること。	はい 該当なし
形 態	長大な法面を生じさせないように努めること。	はい 該当なし
	法面については、現状復旧に努めること。	はい 該当なし
	地形の改変を可能な限り抑えること。	はい 該当なし

### (5) 木竹の伐採

景観形成基準		チェック欄
伐 採	伐採は必要最低限に抑えること。	はい 該当なし
	可能な限り道路沿いその他の公共空間に隣接する部分の既存樹木の保全や移植に努めること。	はい 該当なし
	やむを得ず伐採した場合は、可能な限り周辺の植生や四季の移り変わり等に配慮した緑化を行う等、緑の連続性を保つよう配慮すること。	はい 該当なし

### (6) 物件のたい積

景観形成基準		チェック欄
たい積物の高さ	たい積物の高さは周辺の景観と調和するよう、可能な限り低く抑えるとともに、整然とたい積するよう配慮すること。	はい 該当なし
	たい積物の高さは3mを超えないこと。	はい 該当なし
遮へい物の形態	たい積物周辺への植栽、塀・囲いの設置等により、周囲の道路等の公共空間から容易に望見できないよう配慮すること。	はい 該当なし
	塀や囲い等の遮へい物の高さは、3mを超えないよう配慮すること。ただし、樹木の場合を除く。	はい 該当なし
遮へい物の色彩	塀や囲い等の遮へい物を設ける場合の色彩は、原色に近い色は避けるとともに周辺の景観との調和に配慮すること。	はい 該当なし
	外観の各立面につき3分の1（景観誘導地区では4分の1）を超える面積で色彩の制限基準に該当する色を使用しないこと。ただし、着色していない土や石、木、レンガ等の自然素材で仕上げる外観に関しては色彩基準を適用しない。	はい 該当なし

## 2 全行為共通

特に配慮した事項

備考 該当する 内に、レ印を付すこと。